

尾道市物品購入等競争入札参加資格に係る市内業者の認定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、尾道市物品購入等競争入札参加資格審査規程（昭和55年訓令第4号 以下「規程」という。）第8条ただし書きに規定する適格審査について厳正な審査を行うため、必要な事項を定める。

(市内業者の定義)

第2条 市内業者とは、尾道市内に本店、支店又は営業所（以下「本店等」という。）を置く業者とし、その他については市外業者として取り扱うものとする。この場合において、「本店等」とは、名目上存在してもその実態を有しないもの（単なる登記上の本店等）は該当しないものとする。

(認定等)

第3条 市内業者の認定については、次に掲げる事項を調査する。

- (1) 尾道市内にある本店等に、営業行為に必要なじゅう器備品及び専用の電話が整備されていること。
- (2) 尾道市内にある支店又は営業所を指揮監督する権限を有する責任者が、当該支店又は営業所に配置されていること。ただし、責任者が常勤でない場合は、常勤の事務員等が配置され、常に連絡がとれる体制となっていること。
- (3) 必要な申告をし、及び市税を完納していること。
- (4) 尾道市内にある本店等に、複数年の使用に耐えうる素材及び方法により企業名等の看板を設置していること。

2 前項各号に掲げる要件の全てを満たしていない場合は、市内業者として認定しない。ただし、市長が特に必要であると認めた場合は、この限りでない。

(その他)

第4条 この基準及び規程に定めるもののほか、本認定に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この基準は、平成22年6月14日から施行する。
- 2 尾道市内業者の認定基準（平成14年7月8日制定）は、廃止する。

付 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和3年10月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の尾道市物品購入等競争入札参加資格に係る市内業者の認定基準の規定は、令和4年4月1日以降を始期とする資格の認定について適用し、同日前を始期とする資格の認定については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この基準は、令和6年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の尾道市物品購入等競争入札参加資格に係る市内業者の認定基準の規定は、令和7年4月1日以降を始期とする資格の認定について適用し、同日前を始期とする資格の認定については、なお従前の例による。